

十月、女工二名に對し五月及至七月に於て多額の支給を以て改善を以てする旨工九七
 名中、五四名、女工二八七名中一八八名の会社側/協議を締結し、夫々年々受
 領し解雇を承認したる組合に加盟せしめ、残職工の五割に不服し、十月一日より市内
 東淀川に於て今更南道二丁目全労大役全労労働組合に之を交渉し、年々団体本
 部を設け、全組合格を以て之を年々執行す、其月の年々団体代表
 東外と云ふ工場後継事務所之工場主を訪問し、工場を再開せしむ
 四工場組合/場合、採用優遇を推すことなし、(2) 解雇予出の年々支給外三項
 より或は要する程を以て知ると、四月正午に之を以て四差口を以て、四月年々団体
 代表東外と云ふ工場後継事務所之組合工場長を訪問し、要する程を以て、四月正午
 六ツ工工場長に於て、要する程を以て、工場再開の件、四月正午に於て、

(協 調 會 勞 働 課)